

改 正 案

（検疫感染症）

第二条 この法律において「検疫感染症」とは、次に掲げる感染症をいう。

一 三 （略）

四 前三号に掲げるもののほか、国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの

（仮検疫済証の交付）

第十八条 検疫所長は、検疫済証を交付することができない場合において、当該船舶等を介して検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがほとんどないと認めるときは、当該船舶等の長に対して、一定の期間を定めて、仮検疫済証を交付することができる。

現 行

（検疫感染症）

第二条 この法律において「検疫感染症」とは、次に掲げる感染症をいう。

一 三 （略）

（仮検疫済証の交付）

第十八条 検疫所長は、検疫済証を交付することができない場合において、当該船舶等を介して検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがほとんどないと認めるときは、当該船舶等の長に対して、一定の期間を定めて、仮検疫済証を交付することができる。この場合において、検疫所長は、検疫感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものに対して、健康状態に異状を生じたときは、保健所その他の医療機関について診察を受けらるべき旨その他検疫感染症の予防上必要な事項を指示することができる。

2 |

前項の場合において、検疫所長は、検疫感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものに対し、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券の呈示を求め、当該者の国内における居所、連絡先及び氏名並びに旅行の日程その他の厚生労働省令で定める事項について報告を求め、同項の規定により定めた期間内において当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、若しくは質問を行い、又は検疫官をしてこれらを行わせることができる。

3 | 検査所長は、前項の規定による報告又は質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、当該者に対し、保健所その他の医療機関において診察を受けるべき旨その他検査感染症の予防上必要な事項を指示するとともに、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第二十六条の三において同じ。）に当該指示した事項その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

(仮検査済証の失効)

第十九条 仮検査済証の交付を受けた船舶等に、前条第一項の規定により定められた期間内に、検査感染症の患者又は検査感染症による死者が発生したときは、当該仮検査済証は、その効力を失う。この場合においては、当該船舶等の長は、直ちに、その旨を最寄りの検査所長に通報しなければならない。

2 仮検査済証を交付した検査所長は、当該船舶等について更に第十四条第一項各号に掲げる措置をとる必要があると認めるときは、前条第一項の規定により定められた期間内に限り、当該仮検査済証の効力を失わしめることができる。この場合においては、当該検査所長は、直ちに、その旨を当該船舶等の長に通知しなければならない。

3 (略)

(応急措置)

第二十四条 検査所長は、検査を行うに当たり、当該船舶等内に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項から第五項まで及び第七項に規定する感染症で検査感染症以外のもの患者若しくは死者を発見した場合又は当該船舶等がこれらの感染症の病原体に汚染し、若しくは汚染したおそれがあると認められた場合において、緊急の必要があるときは、診察、消毒

(仮検査済証の失効)

第十九条 仮検査済証の交付を受けた船舶等に、前条の規定により定められた期間内に、検査感染症の患者又は検査感染症による死者が発生したときは、当該仮検査済証は、その効力を失う。この場合においては、当該船舶等の長は、直ちに、その旨を最寄りの検査所長に通報しなければならない。

2 仮検査済証を交付した検査所長は、当該船舶等について更に第十四条第一項各号に掲げる措置をとる必要があると認めるときは、前条の規定により定められた期間内に限り、当該仮検査済証の効力を失わしめることができる。この場合においては、当該検査所長は、直ちに、その旨を当該船舶等の長に通知しなければならない。

3 (略)

(応急措置)

第二十四条 検査所長は、検査を行うに当たり、当該船舶等内に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項、第四項及び第六項に規定する感染症で検査感染症以外のもの患者若しくは死者を発見した場合又は当該船舶等がこれらの感染症の病原体に汚染し、若しくは汚染したおそれがあると認められた場合において、緊急の必要があるときは、診察、消毒等その

等その予防に必要な応急措置を行い、又は検疫官をしてこれを行わせなければならない。

(検疫感染症以外の感染症に関する診察等)

第二十六条の二 検疫所長は、外国に行こうとする者又は第十二条に規定する者が、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項から第七項までに規定する感染症で検疫感染症以外のもののうち政令で定める感染症に関する診察、病原体の有無に関する検査若しくは予防接種又はこれらの事項に関する証明書の交付を求めたときは、当該検疫所における検疫業務に支障のない限り、これに応ずることができる。

(都道府県知事等との連携)

第二十六条の三 検疫所長は、第十三条第一項、第二十四条、第二十六条第一項又は前条に規定する診察の結果に基づき、当該診察を受けた者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項まで又は第七項に規定する感染症の病原体を保有していることが明らかになつた場合には、当該者の居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地)を管轄する都道府県知事に厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

(検疫感染症以外の感染症についてのこの法律の準用)

第三十四条 外国に検疫感染症以外の感染症(次条第一項に規定する新感染症を除く。)が発生し、これについて検疫を行わなければならない、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影

予防に必要な応急措置を行い、又は検疫官をしてこれを行わせなければならない。

(検疫感染症以外の感染症に関する診察等)

第二十六条の二 検疫所長は、外国に行こうとする者又は第十二条に規定する者が、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項から第六項までに規定する感染症で検疫感染症以外のものうち政令で定める感染症に関する診察、病原体の有無に関する検査若しくは予防接種又はこれらの事項に関する証明書の交付を求めたときは、当該検疫所における検疫業務に支障のない限り、これに応ずることができる。

(都道府県知事等との連携)

第二十六条の三 検疫所長は、第十三条第一項、第二十四条、第二十六条第一項又は前条に規定する診察の結果に基づき、当該診察を受けた者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第四項までに規定する感染症又は同条第六項に規定する指定感染症(当該指定感染症について同法第十八条又は第十九条(同法第二十六条において準用する場合を含む。))の規定が適用される場合に限る。)の病原体を保有していることが明らかになつた場合には、当該者の居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地)を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。)に厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

(検疫感染症以外の感染症についてのこの法律の準用)

第三十四条 外国に検疫感染症以外の感染症(次条第一項に規定する新感染症を除く。)が発生し、これについて検疫を行わなければならない、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影

響を与えるおそれがあるときは、政令で、感染症の種類を指定し、一年以内の期間を限り、当該感染症について、第二章及びこの章（次条から第四十条までを除く。）の規定の全部又は一部を準用することができる。この場合において、停留の期間については、当該感染症の潜伏期間を考慮して、当該政令で特別の規定を設けることができる。

（新感染症に係る措置）

第三十四条の二 厚生労働大臣は、外国に新感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新感染症であつて同法第五十三条の規定により政令で定められる新感染症以外のものをいう。以下この条において同じ。）が発生した場合において、当該新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、検疫所長に、当該新感染症にかかつていると疑われる者に対する診察を行わせることができる。この場合において、検疫所長は、検疫官をして当該診察を行わせることができる。

2| 検疫所長は、第十三条第一項、第二十四条、第二十六条第一項、第二十六条の二又は前項に規定する診察において、新感染症の所見がある者を診断したときは、直ちに、厚生労働大臣に当該所見がある者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を報告しなければならない。

3| 4| (略)

5| 厚生労働大臣は、第三項の規定により検疫所長に指示を行おうとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

響を与えるおそれがあるときは、政令で、感染症の種類を指定し、一年以内の期間を限り、当該感染症について、第二章及びこの章（次条から第四十条までを除く。）の規定の全部又は一部を準用することができる。この場合において、停留の期間については、当該感染症の潜伏期間を考慮して、当該政令で特別の規定を設けることができる。

（新感染症に係る措置）

第三十四条の二 検疫所長は、第十三条第一項、第二十四条、第二十六条第一項又は第二十六条の二に規定する診察において、新感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新感染症であつて同法第五十三条の規定により政令で定められる新感染症以外のものをいう。以下この条において同じ。）の所見がある者を診断したときは、直ちに、厚生労働大臣に当該所見がある者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を報告しなければならない。

2| 3| (略)

4| 厚生労働大臣は、第二項の規定により検疫所長に指示を行おうとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

(経過措置)

第三十四条の六 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(罰則)

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条の規定に違反した者
- 二 隔離又は停留の処分を受け、その処分の継続中に逃げた者

第三十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条第一項の規定に違反して明告書を提出せず、又は虚偽の事実を記載した明告書を提出した者
- 二 第十一条第二項の規定により、書類の提出又は呈示を求められて、これを提出せず、若しくは呈示せず、又は虚偽の事実を記載したこれらの書類を提出し、若しくは呈示した者
- 三 第十二条の規定による質問に対し、答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者
- 四 第十三条の規定により検疫所長又は検疫官が行う診察（第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。）又は検査（同項の規定により実施される場合を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第十四条第一項第一号から第三号まで、第六号又は第七号の規定により検疫所長又は検疫官が行う措置（第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第十四条第一項第五号の処分（第三十四条の二第三項の規定

(罰則)

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条の規定に違反した者
- 二 隔離又は停留の処分を受け、その処分の継続中に逃げた者

第三十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条第一項の規定に違反して明告書を提出せず、又は虚偽の事実を記載した明告書を提出した者
- 二 第十一条第二項の規定により、書類の提出又は呈示を求められて、これを提出せず、若しくは呈示せず、又は虚偽の事実を記載したこれらの書類を提出し、若しくは呈示した者
- 三 第十二条の規定による質問に対し、虚偽の答弁をした者
- 四 第十三条の規定により検疫所長又は検疫官が行う診察（第三十四条の二第二項の規定により実施される場合を含む。）又は検査（同項の規定により実施される場合を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第十四条第一項第一号から第三号まで、第六号又は第七号の規定により検疫所長又は検疫官が行う措置（第三十四条の二第二項の規定により実施される場合を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第十四条第一項第五号の処分（第三十四条の二第二項の規定

により実施される場合を含む。)に違反した者

七 第十八条第二項の規定による旅券の呈示(第三十四条の第二項の規定により実施される場合を含む。)をせず、又は報告(同項の規定により実施される場合を含む。)をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは質問(同項の規定により実施される場合を含む。)に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

八 第二十四条の規定により検疫所長又は検疫官が行う措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第二十九条の規定による検疫所長又は検疫官の立入を拒み、妨げ、又は忌避した者

十 第三十四条の二第一項の規定により検疫所長又は検疫官が行う診察を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第十九条第一項(第三十四条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 三 第十九条第三項の規定に基づく命令(第三十四条の二第三項の規定により実施される場合を含む。)に違反した者
- 四 七 (略)

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十五条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

により実施される場合を含む。)に違反した者

七 第二十四条の規定により検疫所長又は検疫官が行う措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第二十九条の規定による検疫所長又は検疫官の立入を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第十九条第一項(第三十四条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 三 第十九条第三項の規定に基づく命令(第三十四条の二第二項の規定により実施される場合を含む。)に違反した者
- 四 七 (略)

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

予防接種法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文
 ○予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（政令で定める一類疾病）

第一条 予防接種法（以下「法」という。）第二条第二項第八号の政令で定める疾病は、痘そうとする。

（定期の予防接種を行う疾病及びその対象者）

第一条の二 法第三条第一項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項（予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第十六号）附則第三条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者（インフルエンザにあつては、インフルエンザにかかったことのある者を除く。）その他厚生労働省令で定める者を除く。）とする。

（厚生労働大臣が予防接種を行うよう指示することができる場合）

第三条 厚生労働大臣が法第六条第二項の規定により都道府県知事に予防接種を行うよう指示することができるのは、次の各号のい

現 行

（定期の予防接種を行う疾病及びその対象者）

第一条 予防接種法（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項（予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第十六号）附則第三条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者（インフルエンザにあつては、インフルエンザにかかったことのある者を除く。）その他厚生労働省令で定める者を除く。）とする。

（厚生労働大臣が予防接種を行うよう指示することができる場合）

第三条 厚生労働大臣が法第六条第二項の規定により都道府県知事に予防接種を行うよう指示することができるのは、次の各号のい

ずれかに該当する場合とする。

一 法第六条第一項に規定する疾病（以下この条において「疾病」という。）が発生し、若しくは流行し、又はそのおそれがあるとして、二以上の都道府県にわたつて同時に予防接種を行う必要があるとき。

二 日本との交通が密接である地域で疾病が流行している場合において、その病毒が日本に侵入するおそれがあるとき。

三 災害その他により疾病が流行するおそれが著しいとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、疾病に係る予防接種による健康被害が発生するおそれが大きい場合であつて、予防接種の対象者を制限する必要があると認められるときに、厚生労働大臣が法第六条第二項の規定により都道府県知事に予防接種を行うよう指示する場合は、疾病が発生した場合に直ちにそのまん延を防止するために必要な業務に従事しなければならぬ者であつて当該疾病に感染するおそれがあると認められるものを対象として予防接種を行うよう指示するものとする。

3 前項の予防接種の対象者を制限する必要があると認められるときであつて、現に日本で疾病が発生し、又は発生することが確実であると認められるときに、厚生労働大臣が法第六条第二項の規定により都道府県知事に予防接種を行うよう指示する場合は、前項に規定する者及び当該疾病の病毒によつて汚染された物又は当該疾病にかかつている者（疑似症を呈している者を含む。）に接触したと認められる者を対象として、予防接種を行うよう指示するものとする。

ずれかに該当する場合とする。

一 法第六条第一項に規定する疾病（以下この条において「疾病」という。）が発生し、若しくは流行し、又はそのおそれがあるとして、二以上の都道府県にわたつて同時に予防接種を行う必要があるとき。

二 日本との交通が密接である地域で疾病が流行している場合において、その病毒が日本に侵入するおそれがあるとき。

三 災害その他により疾病が流行するおそれが著しいとき。